

取扱職種の範囲等の明示

求人・求職者のみなさまへ

株式会社MHP

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱職種範囲は、
専門的・技術的職業
管理的職業
事務的職業
サービスの職業 です。
取扱地域は、国内です。

手数料に関する事項

【求人者から徴収する手数料】

- ・ 就職が決定しましたら、紹介手数料として、裏面・手数料表により申し受けます。

【求職者から徴収する手数料】

- ・ 手数料は一切申し受けません。

求人者情報の取扱に関する事項

- ・ 求人者情報の取扱い者は、職業紹介責任者の 澤木 孝師 です。
- ・ 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

個人情報の取扱に関する事項

- ・ 個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 澤木 孝師 です。
- ・ 取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

- ・ 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 澤木 孝師 です。
- ・ 苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

返戻金に関する事項

- ・ 当社は、返戻金制度を設けています。内容は、裏面・返戻金表によります。

その他、本事業所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ねください。

【手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1.求人・求職の申し込みを受けた、求人者・求職者に提供する紹介サービス、およびこれに付随するサービス	<成功報酬> 当該求職者の年間賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%とします。 尚、上記の金額を基準に、他社との提携等、求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 （ただしこの場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または 1,000 万のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。
2.特定の条件による特別の求職者の開拓やその調査・探索	<着手金> 当該求職者の年間賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%とします。 尚、上記の金額を基準に、他社との提携等、求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 （ただしこの場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または 1,000 万のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。

※労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

【返戻金表】

入社後 1 ヶ月以内に退職した場合	人材紹介手数料の 80%返却
入社後 3 ヶ月以内に退職した場合	人材紹介手数料の 50%返却
入社後 6 ヶ月以内に退職した場合	人材紹介手数料の 10%返却

※但し不可抗力（地震・災害・事故等本人の意思に関係ない）により発生した場合は、両者の協議によることとします。